

広島県告示第五百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年七月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社さくらケアサポート	広島市中区大手町三丁目一三番一八号	さくらデイサービス阿品台	廿日市市阿品台二―二―二〇	介護予防通所介護	平成二五年六月三〇日
医療法人ハートフル	廿日市市陽光台五丁目九番	アマノリハビリテーション病院	廿日市市陽光台五丁目九番	介護予防短期入所療養介護	平成二五年六月三〇日
株式会社しらかば	広島市中区十日市町一丁目四番一八号	みずほ福祉用具事業所	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	介護予防福祉用具貸与	平成二五年六月三〇日
株式会社しらかば	広島市中区十日市町一丁目四番一八号	みずほ福祉用具事業所	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	特定介護予防福祉用具販売	平成二五年六月三〇日
株式会社リブルケアセンター	広島市西区己斐中二丁目二三番一号	能美リブルケアセンター	江田島市沖美町能美九三七番地の二	介護予防訪問介護	平成二五年六月三〇日